

国 空 推 第 239 号
国 空 航 第 1056 号
平 成 21 年 3 月 31 日

定期航空協会

会長 西松 遙 殿

国 土 交 通 省 航 空 局 監 理 部

航空安全推進課長 河田 守弘

国 土 交 通 省 航 空 局 技 術 部

運航課長 富田 博明

「航空貨物輸送に係る安全対策研究会」の報告に基づく対策の実施について

昨年9月3日、佐川急便（株）は、航空輸送が禁止されている爆発物等（打上げ花火）の運送委託を受け、品名確認を行わずに佐川グローバルロジスティクス（株）に運送委託を行った。その後、同社の羽田営業所航空貨物取扱施設において保安検査が適切に実施されなかったことから、日本トランスオーシャン航空（株）により当該貨物は石垣島に航空輸送されるという事案が発生した。

航空機の安全運航に重大な影響を与えうる業務を請負っている両社において、貨物の品名について十分な確認をせず、適切な保安検査を実施しなかったことは、确实かつ安全な事業の実施が求められている貨物利用運送事業者として重大な問題である。

こうした事案の重大性を鑑み、当省では昨年12月24日に「航空貨物輸送に係る安全対策研究会」を設置し、国内航空における同種事案の再発を防止し、航空輸送が制限されている貨物が航空輸送されないための方策について、検討を進めた結果、本日、報告がとりまとめられたところである。

については、本報告（添付参考）において示された対策の确实な実施を図るため、①連絡通報体制及び②関係者による取り組み状況のフォローアップについて、関係者が确实に実施することが必要であるので、貴協会においても会員事業者に対し、周知願いたい。

また、特定貨物利用運送事業者等を介さず荷主から直接持ち込まれる貨物については、航空運送事業者が本報告において示された対策と同様の措置をとるよう会員事業者に対し、周知願いたい。

（注：報告については、<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/index.html>（国土交通省政策統括官HP）にて参照可能）